

■科目名 法学入門 火曜日 4 時限

■担当者 藤川久昭

■受験者総数 110名

■X評価の人数 名

■成績評価割合 AA7名(6%)A22名(20%)B37名(34%)C23名(21%)D21名(19%)

■学部所定の成績評価比率と異なる場合の理由

AA、A、B、Dについては学部所定の成績評価比率に収まっているが、Cのみ異なっている。シラバスで示した成績評価基準にそって採点したところ、B答案でCに格下げできるもの、D答案でCに格上げできるものが見つからなかったためである。

■試験問題

問題1 次の問題に回答して下さい。

A男が、酩酊したB女を帰宅させようとおもい店外へ連れていったところ、大声を出してあばれたために、両者もみあいとなってBは転倒した。Xは、空手三段の腕前を有する在日英国人（8年目）で、日本語理解能力は不十分であったが、このような状況を見て、AがBに暴行を加えているものと思い、Bを助けようとした。そのときに、Bがヘルプミーと叫んだので、XがAの方に向きを変え、攻撃をやめるようにとの意味で両手を差し出したところ、Aがファイティングポーズをとったために、自分に殴りかかってくると誤信したXは、自己及びBを防衛するために咄嗟に空手技の回し蹴りをして、左足をAの顔面付近にあて、同人を路上の上に転倒させ、死亡させた。本事案に関して生じうる、刑法上の論点についてすべて検討して下さい。なお、Xには殺人罪の故意はないものとし、空手技の回し蹴り行為は、防衛上必ずしも相当な行為ではなかったものとする。

問題2 次の問題について説明して下さい。

(1) 福岡セクハラ事件と金沢セクハラ事件の違いについて説明してください。

(2) 裁判所が違憲審査を行うときに、留意すべき点について説明してください。

■出題意図

出題にあたっては、下記の4点を目的としている。

- ・講義で取り上げた判例・裁判例の理解を確認すること
- ・講義で取り上げた事例問題についてきちんと分析できているか確認すること。
- ・講義で取り上げたテーマに関する基礎知識が定着しているか確認すること。
- ・講義で取り上げた内容を漏れなく網羅的に理解していること。

■講評

・問題1では、構成要件該当性、違法阻却、有責性の有無、責任阻却のそれぞれについて検討する必要がある。特に重要なのは、傷害致死罪の実行行為の認定、誤想過剰防衛の検討である。不合格答案のほとんどは、第一問で失敗している答案である。

・問題2(1)では、事案の違い（環境型と対価or粗暴型）、法的枠組みの違い、双方を理解しているかどうかを試した。後者について説明がない答案は、B・Cに止まっているものが多かった。

・問題2(2)は、憲法入門の分野での、知識確認問題である。いわゆる政治部門との緊張関係を踏まえて、合憲性の推定、二重の基準論に言及しているか否かがポイントである。・全体として、問題2の出来が芳しくなかった。